

感染症予防対策費補助金取り扱い Q&A

番号	区分	質 問	回 答
1	利用	この補助金はどうすれば利用できますか。	新型コロナウイルスの感染拡大により緊急事態宣言が発令される中、自宅で生活するために必要なもの（なくなったらどうしても買出し・補充しなければ生活できない食料品等）を扱う店舗等が、感染の危険性を感じながらも営業を続けるために、飛沫感染等の防止対策を施した場合に、この補助金を利用することができます。
2	利用	この補助金と、各種の給付金との併用はできますか。	国の「持続化給付金」、佐野市の「事業継続支援金」などの支給を受けた場合でも、この補助金は利用できますが、県の「休業協力金」の支給を受けた場合は、当然、併用できません。
3	利用	この補助金と、他の補助金との併用はできますか。	この補助金による取組と類似した取組内容により、佐野市から他の補助金の交付を受ける場合は、この補助金を利用できません。 また、逆に、この補助金の交付を受けた場合も他の補助金を利用できません。（佐野市で実施している各支援メニューのうち、「制度融資」「借入金返済利子補助金」「事業継続支援金」以外のものが該当します。）
4	利用	この補助金と類似した取組内容を対象とした補助金（併用できない補助金）はどのような例がありますか。	例えば、この補助金で「感染予防対策」に取組んだ場合は、「事業所等新しい生活様式定着支援補助金」及び「新業態開拓支援補助金」の補助対象対策と重複しますので、利用する補助金を選択する際には注意が必要です。
5	利用	予防対策を追加で行いましたが、この補助金を再度利用できますか。	補助金の利用は、1 事業者につき 1 回限りとしています。（複数回の利用はできません。）
6	利用	補助金の案内（5/11）以前に既に予防対策を実施済みであったが、この補助金を利用することはできますか。	補助金額に見合う予防対策を実施していれば新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言（4/16）以前であっても、遡って補助金を利用することができます。

番号	区分	質 問	回 答
7	利用	5月から開店した事業所は補助金を利用することはできますか。	新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言（4/16）以前から引き続き市内で営業している事業所を対象としていますので、利用することはできません。
8	利用	緊急事態宣言後、しばらく営業を休んでいたが、様子を見て再開した。補助金を利用できますか。	緊急事態宣言後でも、感染予防対策を実施しながら、休店することなく営業を続けている事業所を対象としていますので、このケースでは補助金を利用することはできません。
9	利用	市税を滞納している。全額納めればこの支援金を利用できますか。	この支援金は、市税の完納が条件となっていますので、申請書の提出前に必ず納付状況を確認のうえ、納めていない税金があった場合は、納付完了後に申請をお願いします。
10	利用	売上減少により、市税の納税猶予を受けている。補助金を利用できますか。	令和元年度は完納済みで、令和2年度分について新型コロナウイルスの影響で市税の納税猶予を受けている場合は、補助金を利用することができます。
11	対象	どのような事業者が対象になりますか。	市民が不要不急の外出を避け、自宅で生活するために必要なもの（なくなったらどうしても買足し・補充しなければ生活できない食料品等）を扱う店舗等で、不特定多数のお客さんを相手に対面販売をしなければならない事業所が対象となります。
12	対象	いつまでに実施した対策が対象になりますか。	原則として、不要不急の外出を避け、自宅で生活することが必要である緊急事態宣言期間中に行った対策が補助対象となります。6/1以降に行った対策は、この補助金の対象外となりますので、ご注意ください。
13	対象	緊急事態宣言解消後も引き続き対策は必要だと思いますが、6/1以降に予防対策を実施した事業者あての支援はないのですか。	緊急事態宣言解除後、外出自粛が緩和されたことから、引き続き予防対策の必要性があることから、この補助金と同様の対策を6/1以降に実施した場合も、新たに創設した「新しい生活様式定着支援補助金」の対象対策として補助を受けることができますので、そちらをご利用ください。

番号	区分	質 問	回 答
14	対象	自動車の販売修理店は対象になりますか。	不要不急の外出を避け、自宅で生活するために必要なもの(食料品等)を購入できる事業所等を補助対象としていますので、自動車販売修理店は対象外となります。(タイヤも同様)
15	対象	洋品店は補助金の対象になりますか。	自宅にある程度揃っており1回の使用で消耗・補充する必要もなく、期間中は家で過ごすことが前提となっていることから、No.14と同様の理由により、対象外となります。
16	対象	飲食店は補助金の対象になりますか。	No.14と同様の理由により、対象外となります。
17	対象	飲食店を休業せずにテイクアウト販売に取り組んでいる。補助金の対象となりますか。	緊急事態宣言期間中の特例措置として、不要不急の外出を避け、自宅で生活するための食料品を販売する事業者とみなし、補助金の対象とします。ただし、飲食店本体も開店しながら、期間中に「さのまるテイクアウトプロジェクト」へ参加していることを前提とします。
18	対象	化粧品販売店は補助金の対象となりますか。(他の品目も取扱っている)	化粧品だけでなく、健康食品やシャンプー等の生活必需品も対面販売で行っているような場合であれば、補助金の対象となります。(申請時にその旨を伝えてください。)
19	対象	青果を業者向けに卸売(店舗等はなし)している。補助金の対象になりますか。	店頭にて対面販売を行っていない場合は、補助金の対象外となります。
20	対象	プロパンガス・灯油を配達している。補助金の対象となりますか。	配達は、不特定多数のお客さんを相手にする対面販売ではないため、補助金の対象外となりますが、店舗にて灯油等を取り扱っており対面販売を行っていれば対象となります。
21	対象	ゴルフ場や道の駅などで移動販売(臨時的な試食販売)を行っている。補助金の対象となりますか。	店舗での対面販売を行うことが要件となるため、移動販売や試食販売は補助金の対象とはなりません。

番号	区分	質 問	回 答
22	経費	消毒液を調達し、入り口に設置した。補助金の交付を受けられますか。	消毒液を入り口に設置することも必要ですが、不特定多数のお客さんに対応するために、売り場周辺や特にお客様と対面するレジ周辺への対策が必要です。
23	経費	マスクを調達し、従業員に着用させている。補助金の交付を受けられますか。	マスク着用だけでは、店舗内の感染防止対策としては不十分であるため、特に売り場の混雑回避やレジ周辺の間仕切り等の対策をお願いします。
24	経費	かかった費用が10万円を超えなかった（もう少しで10万円だった）。補助金の交付を受けられますか。	写真などで感染予防に必要な対策が講じられていることがわかれば、今後も対策経費がかかることに配慮し、法人（定額10万円）、個人（定額5万円）を交付します。
25	経費	かかった費用が補助金額（5万円）を大きく上回ってしまった。補助金は5万円以上もらえないのですか。	補助金はかかった経費にかかわらず、定額交付（法人10万円、個人5万円）となりますので、ご理解をお願いします。
26	経費	3店舗を経営していて、予防対策に30万円以上かかってしまった。補助金はどうなりますか。	事業所単位で補助金を交付します。店舗ごとに対応が異なると思いますが、3店舗ある場合は、それぞれ1店舗を1事業所としますので、30万円まで補助金を交付します。（申請書を事業所ごとに作成し提出してください。）
27	経費	予防対策にかかる備品等のほとんどをリースで対応したが、補助金の交付は受けられますか。	リース物件であっても、消耗品や備品を購入した場合と同様に、賃貸料を支払って予防対策を実施している場合は、定額の補助金を交付します。
28	申請	補助金の申請書は、いつまでに提出すればいいですか。	予防対策を行った日から6ヶ月以内に申請をお願いします。最長で11月末まで申請が可能ですが、できるだけ早めの提出をお勧めします。
29	申請	補助金を申請するときどのような書類を用意すればいいですか。	印鑑・通帳のほか、予防対策を実施した際の写真や領収書などの書類をご用意ください。 なお、申請時には、口座番号のわかる書類の写しと予防対策を行った箇所のわかる写真をお預かりします。

番号	区分	質 問	回 答
30	申請	領収書等の添付は必要ですか。	予防対策にかかった経費が補助金額相当であることを前提としていますので、申請書には領収書等を添付する必要はありません。
31	申請	市税に滞納がないことを証明する書類の添付は必要ですか。	納税証明を取得する際の手間や、手数料の負担を軽減できるよう、申請書の下欄（同意欄）にご記入いただくことで、同意を受けた産業立市推進課のほうで市税の納付状況を確認いたしますので、納税証明等の添付は不要です。
32	申請	予防対策を行った箇所が確認できる写真は、どのようなものを添付すればいいですか。	レジカウンター等での対面販売対策が確認できる写真や、入口や売り場等で予防対策を実施した箇所の全景（引きの写真）といった、各店舗で実施したことが確認できる写真の添付をお願いします。（消毒液やマスク・マスク着用者のアップ写真だけでは実施の確認ができる書類となりませんので、ご注意ください。）
33	申請	佐野市内に事業所が2店舗ありますが、その店舗ごとに申請できますか。	事業所単位での申請になりますので、店舗ごとに対策を行った写真を添付し、それぞれ別に1件ずつ申請してください。
34	申請	申請は取り消されることもありますか。	偽りやその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた事実を確認したときは、補助金交付の決定を取り消すこともあります。（この場合、既に交付済みの補助金も返還していただきます。）
35	申請	申請からどれくらいの期間で補助金が振込まれますか。	スピード感を持って補助金が交付できるよう、添付書類や申請手続きを簡素化して対応させていただきますので、概ね申請 10 日後を目安に、毎月 10 日・20 日・30 日の 10 日間隔で、補助金を指定口座に振込みます。